

令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書 概要（1）

I 調査の概要

1. 調査の趣旨

障害年金に係る一連の報道を踏まえ、日本年金機構と連携のもと、**令和6年度の障害年金の認定状況について調査。**

2. 調査方法

(1) 抽出調査

- 令和6年度決定分から、**新規裁定1,000件、再認定10,000件を無作為抽出し、集計。**
- 抽出した件数のうち、**不支給又は支給停止となった事案（新規130件・再認定105件）について、審査資料等の個別確認を実施。**

(2) ヒアリング調査

- 個別確認を行ったケース（新規130件）のうち、精神障害で「障害等級の目安^(※)より下位に認定され不支給となっているケース」等の計64件について、**審査担当職員にヒアリングを実施。**併せて、**センター長等の職員や認定医へのヒアリングを実施。**

※ 「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」で示されている診断書の記載項目のうち、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の評価の平均を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安。

II 集計結果（令和6年度）

1. 新規裁定

- 新規裁定1,000件のうち、**非該当は130件（13.0%）。**令和5年度の非該当割合（8.4%）より上昇し、令和元年度の障害年金業務統計公表開始後、過去最高だった令和元年度（12.4%）とおおむね同水準。
- 非該当割合を種類別にみると、精神障害で12.1%、外部障害で10.8%、内部障害で20.6%。令和5年度（精神障害6.4%、外部障害10.2%、内部障害19.4%）と比較すると、**精神障害の非該当割合の上昇が大きい。**
- 内部及び外部障害は、医学的な検査数値等の客観的な指標が障害認定基準に定められており、不支給事案の個別確認の結果、判断の理由が審査資料に明確に記載されているなど、特段の問題点等は確認できなかった。
- 一方、精神障害は、そうした指標による評価が必ずしもできない部分があり、ガイドラインや障害等級の目安が定められている。この障害等級の目安との関係性をみると、不支給事案に占める「**目安より下位等級に認定され不支給となっているケース**」又は「**目安が2つの等級にまたがるものについて、下位等級に認定され不支給となっているケース**」の割合は**75.3%**となっていた。

2. 再認定

- 再認定10,000件のうち、支給停止は105件（1.0%）。**令和5年度の支給停止割合（1.1%）と同水準。**

令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書 概要（2）

	事実関係	今後の対応策
(1) 組織的な指示や対応があったか	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングによると、障害年金センター長から、認定の根拠を明確にすべき等といった指摘はあったが、理事長やセンター長等が<u>審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実</u>は、<u>確認できなかった</u>。 認定医に関する文書は、ヒアリングによると、担当者間で引継等に使用。職員が<u>担当する認定医は1～3名程度等であり、選択する余地はほとんどない旨</u>の話があり、<u>組織的に認定をコントロールする意図のものとは認められないが、認定の傾向に関すること</u>など、一部に適切ではない記載内容も含まれていた(※)。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>認定医に関する文書廃止</u> 担当認定医の無作為での決定
(2) 認定のプロセスに問題がないか(※)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングによると、<u>診断書等に疑義があった場合は、医師等へ照会する</u>などの話があり、認定基準に定めるプロセスを逸脱している事実は確認できなかった。 	—
(3) 個別の認定が適正に行われているか(※) (※)は精神障害に係る部分	<ul style="list-style-type: none"> <u>審査書類に、判断の理由が明確に記載されているとはいえず、丁寧さに欠けるもの</u>が見受けられる。 <u>理由付記文書も申請者にとって分かりにくい記載</u>がある。 認定医の審査の参考となるよう、等級案も含め、事前確認票が作成されているが、<u>障害等級の目安と、診断書等の内容(病状の経過、具体的な日常生活状況等)をもとに総合的に認定する仕組み</u>の中では、<u>職員による等級案の必要性は高くない</u>。 令和6年度の不支給割合の上昇は、<u>「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」等が増えていることが寄与していると考えられる(44.7%(R5) → 75.3%(R6))</u>。 令和7年3月の報道を踏まえ、精神障害の新規裁定のうち、その時点で<u>認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、より丁寧な審査を行う観点から、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を実施し、約1割が支給</u>となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査書類に<u>丁寧に記載することの徹底</u> 認定事例の作成・考慮要素の徹底 理由付記文書の改善 <u>職員による等級案廃止(※)</u> <u>今後の全ての不支給事案について複数の認定医による審査</u> <u>過去の精神障害等の不支給等事案の点検</u> <p>→令和6年度の不支給事案（障害認定基準上の「その他の疾患による障害」の基準に基づいて認定する障害を含む。）及び目安より下位等級の事案について、速やかに点検</p>

このほか、①認定審査委員会に福祉職等の外部の者の参画、②障害年金センターの審査体制の見直し等を行い、それらの実施状況については、点検の進捗状況等とあわせ、随時、公表を行う。